

# Q & A

(「包括許可取扱要領等の一部改正」に伴う輸出管理内部規程(CP)及び輸出者等概要・自己管理チェックリスト(CL)関連の対応等)

平成24年9月

経済産業省

貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易検査官室

## 1. 「包括許可取扱要領」関係

Q1. 包括許可関係の許可証の名称の変更に伴い輸出管理内部規程、細則、マニュアル等において当該名称の変更を行う必要はあるか。

また、輸出管理内部規程の内容変更の届出は必要か。

A1. 輸出管理内部規程等の名称変更については、社内手続の必要性などに応じて適宜対応頂ければ結構です。その場合、経済産業省への内容変更の届出を提出していただく必要はありません。

## 2. 「輸出管理内部規程の届出等について」関係

Q1. 輸出者等概要・自己管理チェックリストを提出する場合、どのようなフォーマットで提出しなければならないのか。

A1. 「輸出管理内部規程の届出等について」の改正に伴い、輸出者等概要・自己管理チェックリストの様式が平成24年9月1日に変更されました。

最新の様式については、[安全保障貿易管理ホームページ](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/compliance_programs.html)>企業等の自主管理の「輸出管理内部規程(CP)の届出様式」に掲載のもの([http://www.meti.go.jp/policy/ampo/compliance\\_programs.html](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/compliance_programs.html))をご活用ください。